「社会福祉と申請主義をめぐる問題の今」開催趣旨

武蔵野大学人間科学部教授　木下大生

日本において福祉サービスを受給しようとした際には、自らの意思をもって、申請受付機関に赴き、申請書類に記入をし、申請することが求められる。この仕組みを「申請主義」という。

社会福祉サービスを受けるか受けないかは自己決定に基づくものであり、必要があると考える場合は、自身で申請をすることは、一見あたりまえの手続きであり、何も問題がないようにもみえる。

しかし、「福祉サービスを受給するために手続きを行い申請する」に至るまでの過程を細かく見ていくと、手続きは多岐に亘っている。

具体的には、以下の少なくても10のプロセスを経る。①サービスを受けるための要件等の情報を収集・整理・理解、②自身が要件を充足しているかを確認、③申請を受け付ける機関・施設の場所を確認、④申請機関・施設の窓口に移動、⑤担当窓口を探す、⑥担当窓口の担当者に来所目的を伝える、⑦申請の詳細の説明を受ける、⑧申請に必要な書類等を揃える、⑨申請書に記入する、⑩結果を受け取り通知の内容を理解・判断する。

これら１つ１つのプロセスは、生活に課題が生じ、福祉サービスを受給しようとしている人の場合、心身の状況によっては困難が伴う場合がある。例えば、情報がインターネットで提供されることが多い中で高度情報化の波に乗れなかった人、申請窓口までの移動が四肢の障害により自力では困難な人、知的に障害があることで申請書類の内容の理解が困難であることから各欄に必要事項の記入が困難な人、などがあげられる。

また、そもそも福祉サービスを受給することに対して、「国のお世話にはなりたくない」「税金を使用するのが申し訳ない」といった心理的抵抗感・罪悪感が伴うことがある。そのため申請をためらう人も少なくない。

ただ、生活課題が生じた場合で、特に「健康で文化的な最低限度の生活」を満たしていない場合は、その状況が改善されることは国民の権利であり、また改善することは国の義務である。

以上のような状況があることから、国民の福祉のニーズを充足するための手段として、「申請主義」の仕組みのみでは十分ではないのではないか、という疑問が生じるし、現にその仕組みのみでは十分ではない、という問題提起もなされている。

本講座では、福祉サービス受給のための手続きが、申請主義では不十分であると考え、福祉サービスを必要としているにもかかわらず、申請をすることが困難な人々の支援をしている福祉実践者の方々をお迎えし、申請主義克服のためのアウトリーチ実践の内容と課題を伺い、今後の福祉サービスの申請のあり方について検討する。